

農林漁業用A重油業種別用途範囲一覧表

	用 途	業 種	例	備 考
農 業	機械及び器具（運搬専用を 除く。）の動力燃料並びに乾燥機 （米、麦、茶、たばこ、しいたけ その他これらに類する農産物及び 牧草の乾燥用のものに限る。） 、 ポイラー（温室用、畜舎用、家畜 洗浄用、農産物の処理用、土壌消 毒用、飼料調製用及びこれらに類 する用途に供されるものに限 る。）及び重油燃焼器（霜害及び 冷害防止用のものに限る。）の燃 焼用燃料として使用されるもの。 右の業種に必要な灌漑排水施設の 管理の事業を含むものとし、農作 物等の加工業及び営利を目的と して営むこれらの業種への賃貸業を 除く。	穀作農業	穀作農業：米作農業：麦作農業：雑穀作農業：穀作農業会社 （穀物とは、米、麦、あわ、ひえ、きび、そば、とうもろこし、もろこし、大豆、 そらまめ、いんげん、小豆、ささげ、らっかせい、えんどう、りょくとうの乾燥 子実をいう。）	
		穀作以外のほ 場作物農業	馬鈴しょ作農業：甘しょ作農業：野菜作農業：花類栽培農業：すいか・メロン・トマト作農業：工 芸用作物栽培農業(油糧作物：繊維作物農業のほか、薄荷、たばこの栽培など)：薬用作物栽培農業	農産物の蒸熱等の処理に使用さ れるA重油は対象となる。
		果樹・樹園農 業	果樹栽培農業(りんご、ぶどう、みかんその他の果樹のほか、くり、くるみなどの堅果の栽培農業 も含まれる)：こうぞ・みつまた栽培農業：たけのこ栽培農業：茶作農業(茶生葉、または主として自 家産生葉から製造加工した荒茶及び仕上げ茶の生産を行なうもの)：果樹苗木栽培業：桑苗栽培業：盆 栽業	
		施設園芸農業	温室栽培農業：フレーム栽培農業 石垣栽培農業：穴ぐら栽培農業(きのこ、もやしなど)：しいたけ栽培農業：薬用植物栽培農業(屋 根覆いなど施設栽培によるもの)：ふせ床栽培農業：トンネル栽培農業	
	畜産農業	畜産農業：牛馬育成農業：酪農農業(牛乳、やぎ乳、自家産原料によるバター、チーズなどの生産 を行なうもの)：養鶏農業：養豚業：養ほう(蜂)業：七面鳥養殖業：うずら養殖業：毛皮獣養殖業(た ぬき、きつね、ミンク、ヌートリアなど)：うさぎ養殖業(実験用、愛がん用を除く) 実験用動物飼育{はつかねずみ、モルモット、うさぎ(実験用、愛がん用のもの)など}：愛がん用動 物飼育業(カナリヤ、文鳥、犬など)：いたち飼育業：きじ飼育業：昆虫類飼育業(かぶと虫、すず虫 など)：へび飼育業	畜ふんの乾燥に使用されるA重 油は対象となる。 毛皮獣の剥皮の乾燥に使用され るA重油は対象となる。 はちみつ <small>の融解用</small> に使用される A重油は対象となる。 自家産原料によるバター、チー ズ等の生産に使用されるA重油は 対象となる。	
	養蚕農業	養蚕農業：養種製造業	蚕室の加温及び催青のため塩酸 の加温等に使用されるA重油は対 象となる。	
	(その他)	このほか、農業には上記の業種に必要な灌漑排水施設の管理のための事業を含むものとし、農作物 等の加工業及び営利を目的として営むこれらの業種への賃貸業を除くものとする。		

	用 途	業 種	例	備 考
林業	機械及び器具（集材機（索道積込機を含む。）及び公有の森林鉄道の機動車を含み、その他の運搬専用器具を除く。）の動力燃料並びにボイラー（樹苗育成用に限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの。	育林業	私有林経営業：地方公共団体（財産区を除く）の経営する山林の事業所：営林局：営林支局：営林署：森林組合等の育林を主とする協業体：漆樹栽培業：竹林業（たけのこ栽培を除く）：薪炭林経営業：桐栽培業：油桐栽培業：足場丸太林経営業：パルプ材育林業	
		製薪業、木炭製造業	薪伐出製造業 炭焼業（焼子を除く）：製炭会社：木炭製造業：黒炭製造業：枝炭製造業：白炭製造業	
	各種の林業サービス業及び学校、試験場の演習林等において、上記の用途に供される場合を含む。	素材生産業	一般材生産業：パルプ材生産業：坑木生産業：くい丸太生産業：電柱用材生産業：足場丸太生産業	
		その他の林業	松やに採取業：うるし採取業：うるしかき業：松根うるし採取業（森林内で行なう松根油蒸留を含む）：杉皮採取業：しゅろ皮はぎ業：天然きのご採取業：とうずる採取業：あけびつる採取業：樹皮採取業：松たけ採取業：林内種実採取業：粗製しょうのう採取業：コルク皮採取業：野草採取業（薬草、山菜など）：造林用種苗業：山番業：ささ採取業：そだ採取業：竹皮採取業：かや採取業：しば（柴）採取業：ふし（五倍子）採取業：松葉採取業：狩猟業：わなかけ業：猟師業：昆虫類採捕業：へび採捕業	

用途	業種	例	備考
<p>動力漁船（漁船法（昭和25年法律第178号）第2条第21項《動力漁船の定義》の動力漁船をいい、同条第1項第1号から第3号まで《漁船の定義》に該当する漁船に限る。）の動力及び補機燃料、漁撈に直接使用される陸上捲上機（漁船捲上機用及び地びき網用）及び換水用動力機の動力燃料、並びに火力乾燥機（ノリ、わかめその他これらに類する海藻類又は魚介類の素干又は煮干用（煮熟用を含む。）のものに限る。）及びボイラー（水産動植物の飼育における水温調節、煮干しの煮熟及びこれらに類する用途に供されるものに限る。）の燃焼用燃料として使用されるもの。</p> <p>水産加工業（かんづめ加工業等）及び漁業サービス業（釣船等）を除く。</p> <p>各種の学校又は水産試験場等において、上記の用途に供される場合を含む。</p>	底びき網漁業	以西トロール・以西機船底びき、1 そうびき中型機船底びき網、2 そうびき中型機船底びき網、小型機船底びき網（縦びき第一種） 小型機船底びき網（その他の縦びき）、その他の底びき網	底びき網漁具をえい航（曳航）して行う漁業
	まき網漁業	1 そうまきあぐり巾着網、2 そうまきあぐり巾着網、いわし縫切網、その他のまき網	まき網（施網）漁具を使用して行う漁業
	敷網漁業	さんま棒受網、ほっけ漕びき網、その他の敷網	敷網漁具を使用して行う漁業
	刺網漁業	いわし流網、にしん刺網、さけ・ます刺網、その他の刺網	刺網漁具を使用して行う漁業
	釣・はえなわ漁業	かつお一本釣、さばはね釣、その他のさば釣、いか釣、その他の釣、すけそうだら延縄、その他の延縄	釣漁具あるいははえなわ漁具を使用して行う漁業
	定置網漁業	にしん定置網、その他の大型定置網、樹網、バッチ網、船引き網、その他の小型定置網	定置網漁具を使用して行う漁業
	採貝・採藻業	採貝、採藻	貝けた漁業、潜水器漁業によるものを除き、各種の方法で貝藻類を採取する事業 貝殻粉砕機の動力燃料として使用されるA重油は対象となる。
	かき養殖業	かき養殖業、かきひび建養殖業	垂下式、簡易垂下式及びひび建によりかきの養殖を行う事業
	のり養殖業	のり養殖業	
	その他の海面漁業	突棒、さんご採取業	他に分類されない海面において、水産動物、植物の採捕を行う事業
	その他の養殖業	はまち養殖業、くるまえび養殖業、養鰻業、畜養業等	他に分類されていない海面又は内水面において、水産動物、植物を養殖する事業
	近海捕鯨業	沿岸捕鯨業	
	内水面漁業	う飼網業、肥料用そう類採取業、やな漁業、えり漁業	河・川・池・沼など淡水に於いて自然繁殖している水産動植物を採捕する事業
その他	まぐろ延縄、南氷洋捕鯨（保稅通関外）、北海漁業（保稅通関外）、母船式かつおまぐろ漁船、母船式さけます漁業、母船式かに漁業、母船式底引網漁業、アラフラ海白蝶貝採取業、南支那海汽船トロール業、南支那海機船底引網漁業、鮮魚冷凍魚運搬船（第3種漁船に限る） 海苔の乾燥用、漁船捲揚げ機（陸上固定）	保稅A重油を積まない船に限る。	
素干	ごまめ、棒だら、みがきにしん、畳いわし、乾数の子、するめ、さめひれ、乾だこ、素干貝類等	生鮮魚介類を生そのまま乾燥（冷乾を含む）したもの。 加工業者を含む。	

	用途	業種	例	備考
漁業		煮干	いわし、あじ、さば、いかなご、さんま、しらす干、えび、あわび、貝柱、煮干貝、なまこ、明骨	<p>生鮮魚介類を煮熟したのち乾燥したもので、煮熟圧さく脱脂したもので、煮熟圧さく脱脂して、乾燥し原型を保持するものを含み、煮熟して培乾を施したものを除く。 加工業者を含む。</p> <p>適用外品目 塩干類：塩蔵開きあじ、開きさば 節類：さば節、なまり節くん製品 調味加工品：味醂干、さきいか 湯煮品：ゆでだこ、ゆでいか 魚粕：魚粉、寒天、ねり製品に類するもの、かまぼこ、ちくわ等</p>
	<p>(注)漁船法第2条</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この法律において「漁船」とは、左の各号の一に該当する日本船舶をいう。 <ol style="list-style-type: none"> 一 もつぱら漁業に従事する船舶 二 漁業に従事する船舶で漁獲物の保蔵又は製造の設備を有するもの 三 もつぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶 四 もつぱら漁業に関する試験、調査、指導若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であつて漁ろう設備を有するもの 2 この法律において「動力漁船」とは、推進機関を備える漁船をいう。 3 この法律において「改造」とは、船舶の長さ、幅若しくは深さを変更し、推進機関をあらたに据えつけ、若しくはその種類若しくはその出力を変更し、又は船舶の用途若しくは従事する漁業の種類を変更するために船舶の構造若しくは設備に変更を加えることをいう。 			

関税暫定措置法基本通達9-10(1)及び租税特別措置法(間接諸税関係)の取扱いについて(法令解釈通達)の発遣について第一章第三節2